

徳島県犯罪被害者等支援条例検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 犯罪被害者等基本法第5条の規定に基づいた、徳島県における犯罪被害者等支援に関する施策の基本的事項を定めるための犯罪被害者等支援条例（以下、「条例」という。）を制定するに当たって、徳島県犯罪被害者等支援条例検討委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 徳島県が制定する条例案に対して意見を聴取すること。
- (2) その他、委員会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる機関及び団体の職員等の中から消費者くらし安全局長が委嘱する委員により構成する。

(役員)

第4条 委員会に会長及び副会長をそれぞれ1名置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総括し、委員会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は会長が招集し、会長又は会長が指名する者が議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会を開くことができない。
- 3 委員は、やむを得ない事情により委員会の会議に出席できないときは、代理者を出席させることができる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議への出席等、必要な協力を求めることができる。

(個人情報)

第6条 委員会の出席者は、会議等により知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、徳島県危機管理環境部消費者くらし安全局消費者政策課が行う。

(雑則)

第8条 本要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年6月2日から施行する。

この要綱は、条例の施行をもって、その効力を失う。

別表（第3条関係）

学識経験者	徳島大学
支援者	（公社）徳島被害者支援センター
被害者等	被害者代表
関係団体（司法）	徳島弁護士会
行政（国）	徳島地方検察庁
	徳島保護観察所